

沖縄県いじめ対応マニュアル 改訂版

いじめは「人権侵害行為」である。

教職員が「チーム学校」として、いじめ問題の解消に向け、適切に対応し、いじめ問題を抱える全ての児童生徒が救われ、安心して学校生活が送れるよう、学校における対応の充実を願う。

内容項目

いじめ問題への組織的対応（全体図）	P 1
いじめ防止のための校内体制	P 2
いじめの早期発見・早期対応	P 3
いじめの被害者への対応	P 4
いじめの加害者への対応	P 5
いじめの観衆・傍観者等への対応といじめを許さない雰囲気の醸成	P 6
いじめの「重大事態」の対応	P 7
ネットいじめ・SNS等での誹謗中傷等への対応	P 8
参考資料	P 9

令和5年11月

いじめ問題への組織的対応(全体図) ※「チーム学校」

沖縄県教育庁義務教育課

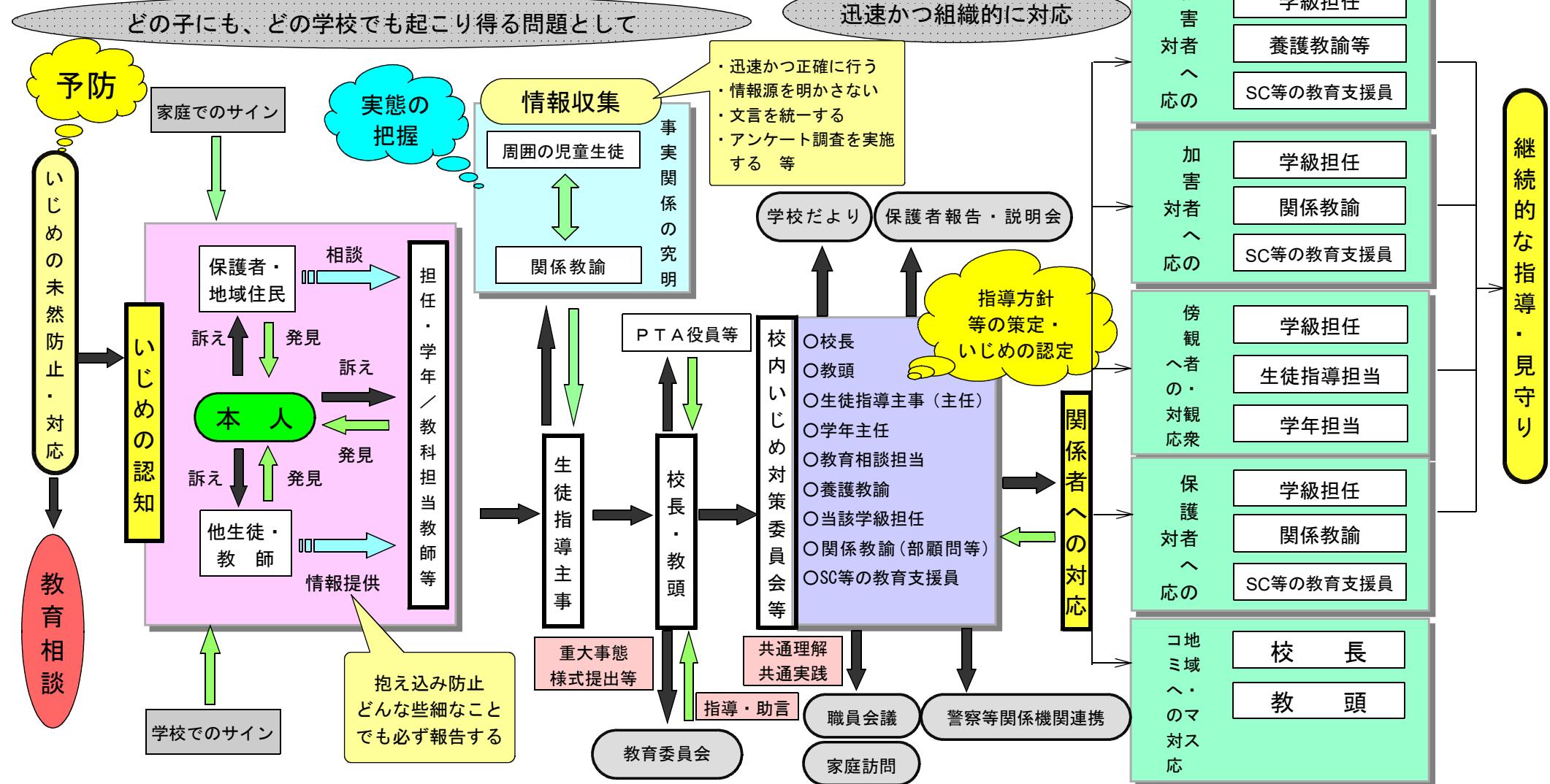
いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめ防止対策推進法 H25年定義）

いじめ問題対応の基本的認識：いじめは相手の人間性と尊厳を踏みにじる人権侵害行為である。

- いじめは絶対に許されない犯罪行為であるという強い認識に立つ
- いじめを受けた被害者に寄り添い、親身に対応を行う
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題である
- いじめ問題をいじめ「重大事態」に発展させない
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要である



いじめ防止のための校内体制

校内いじめ対策委員会 —組織的対応—

いじめを許さない学校づくり

- 児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめを許さない雰囲気を醸成する取組の充実
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。
- いじめている児童生徒に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決（少なくとも3ヶ月を目安）したと見られる場合でも、教職員は継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

観察・ 情報収集

- 日常的な観察
- いじめチェック表の活用
- 定期的なアンケート調査の実施
- メモの活用
- 教職員間の情報交換
- 保護者等からの情報提供 等

いじめの早期発見・早期対応

- 「いじめは絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- いじめは「どの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
※「重大事態」に発展させない
- いじめの事実関係の究明に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身の指導を行う。
- 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、市町村教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって早期解決に向け取り組む。
- いじめ解決後も継続的な指導支援に努める。

再発防止

- 児童生徒の心を育てる
 - ・生命尊重・人権尊重
 - ・思いやりの心 等
- 教師の心・技を磨く
- 組織的対応力を高める

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 本人を守るという姿勢を示す。
- 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

いじめられている児童生徒

- 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。
- 安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- 自信：良い点を認め、励まし、自信を与える。
- 回復：人間関係（交友関係）の確立を目指す。
- 成長：本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。
- 心理的ケアを十分に行う。

観衆・傍観者等

- 自分の問題として考えさせ、「いじめは絶対に許されない行為」であることに気づかせる。
- 道徳科や学級活動等を通して、観衆・傍観者等を「仲裁者」や「相談者」となるよう人間的な成長を促す。
- 日頃から人権意識（感覚）を育む取組の充実を図る。
- 「人権の日」の取組の充実を図り、学年及び学校全体への指導を行う。

いじめている児童生徒

- 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
- 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- 内省：いじめられた子どものつらさに気づかせる。
- 処遇：課題解決のための援助を行う。
- 回復：体験活動等を通じて所属感を高める。
- 心理的ケアを十分に行う。

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を理解する。
- 被害者への謝罪の意義を伝える。
- 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

学校（職員の同僚性・協働性）・家庭・地域社会・関係機関（警察等）

いじめの早期発見・早期対応

沖縄県教育庁義務教育課

いじめ…どの子にも、どの学校でも起こり得る

しない、させない、見逃さない！

いじめに係る情報収集・実態の把握

- 教師がいじめに対する感度を高め、日頃から児童生徒理解、観察に努める。
- 児童生徒との信頼関係を築くとともに、児童生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠さず迅速に対応する。

<いじめに関する情報収集及び実態把握の方法>

- 1 生活実態調査（いじめアンケート調査等）
- 2 教育相談
- 3 個人面談・保護者面談
- 4 日常的な観察
- 5 生活点検表（生活日記） 等

迅速かつ組織的に対応

いじめを受けている被害者に寄り添い、親身に対応する

いじめの判断について

本人や保護者からのいじめの訴え、いじめの目撃、いじめの目撃情報 等

いじめの認定は「校内いじめ対策委員会」が行う

詳細な調査の実施（関係児童生徒からの聞き取り、アンケート調査 等）

<いじめの判断>
調査等を踏まえ、組織としていじめか否かを判断

学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増えた。
忘れ物が多くなり、学習意欲が低下していく。
- 表情がさえずらうつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしやどよめきがあったりする。
- その子を誉めるとな嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないように職員室の様子をうかがったり、周りをうろうろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子どもの名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 学校へ行きたがらない。
- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなくなったり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせる落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
- 悔いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したりハッパ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせる手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聽かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はダメだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに关心を持つ。

教職員間の共通理解・情報連携 (普段からの同僚性・協働性が重要)

- 常日頃から、些細なことでも情報の共有化を図る。
- 職員朝会等において、生徒指導主事等による「児童生徒の状況報告」を行う。
- 学年会でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 生徒指導委員会（部会）でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 保健室（養護教諭）から情報の提供を受ける。
- 部活動顧問から情報の提供を受ける。

いじめに係る情報収集及び実態把握

地域からの情報

- 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。
- スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をおごらせている。
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 道端や公園などで、一人ぼつんとしている。
- 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。

自治会やPTA等に対し、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童生徒の様子を報告してもらう。

大人が子どもに伝える3つのこと
①「いじめは絶対に許されない行為である」
②「いじめられている子どもを守る」
③「決して自らの命を絶ってはいけない」

いじめの被害者への対応

沖縄県教育庁義務教育課

いじめられた児童生徒の側に立った親身な対応

本人のつらい気持ちを理解し、心理的ケアを施す

教師の対応

- 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努め、安心感を与える。
- 管理職や生徒指導主事、学年主任等、「校内いじめ対策委員会」に即報告する。
※いじめの疑いであっても報告すること
- 被害を受けた児童生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、守り通す姿勢を示す。※「重大事態」に発展させない
- 被害を受けている児童生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- 学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- 自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- 家庭との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
- 加害者の児童生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。

具体的な対応

- 話をうなずきながら聞く**
 - 子どもの訴えについて、顔を見ながら一言一言にうなずきながら聞くことにより、「君のことはしっかり聴いているよ」という暗黙のメッセージを伝える。
- 本人の訴えた言葉を復唱する**
 - 「あなたの話をこのようにじっくり聴いているよ」というメッセージになり、子どもに安心感を与える。
 - 自分の身に起きていることを客観的に考えるきっかけをつくることができる。
- 話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える**
 - 教師が事実関係の掌握に誤りがないかどうか確認する。
 - 被害者が自分の感情を整理し、具体的に考えられるようにする。
- わからないことを質問する**
 - 話していることがよくわからないからといって子どもの話を遮ってまで聴かない。
 - 「わからないことがあるから質問していい?」と尋ねてから聴く。
 - 不明確なところを簡潔に整理してから質問する。
- 本人が努力していることを支持する**
 - 「一生懸命耐えていたんだね」「いろいろ工夫したんだね」など、努力を認める言葉をかける。
 - 本人の努力した方向が違っていると思っても、否定的な言葉を言わない。
 - 否定の言葉よりも、「どうしてそうしたの?」「どんな気持ちだったの?」など、その気持ちを聞いてみるようにする。

家庭での対応等

1 いじめられている事実が判明した場合の対応

- 家庭における「子どもの居場所」を確保する。
- 不安を除去し、安全の確保に努める。
- 「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
- 学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
- ひどいいじめの場合は、学校を休ませることも必要な場合もある。
- 自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。

2 些細な変化(危険信号)に気づく(特に自死をほのめかすサイン)

- 死につながるような発言はないか?
- 自死に関するニュース等に対し同情する発言はないか?
- 眠れない様子はないか?
- 死を賛美する言動はないか?

好ましくない対応・考え方

1 いじめの存在に気づかない

- 「本人がいじめを告白しないといじめはわからない」という考え方。
- 「いじめられているようには見えなかった(楽しそうにしていた)」等。

2 いじめの深刻さに気づかない

- 「いじめに耐えることも必要」・「いじめられる方にも問題がある」という考え方。
- 「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである」という考え方等。

3 否定認識や不用意な発言

- 「やられたらやり返しなさい」・「反抗できない方が悪い」・「負けるな、頑張れ、いい試練だ」
- 「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言・児童生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言・「被害者保護優先」を無視した発言・自己防衛的な発言・被害者の「痛み」に共感を示さない発言・具体性のない発言等。

4 不適切な対応

- 十分な事実確認をしないで被害者加害者の話し合いの場を持つ。
- 本人や相手の合意を得ないまま対面の話し合いを持つ。

- 日時、話し合いのルール等を定めない。
- どちらの言い分が正しいかを決めつける。
- 教師が裁判官的な立場で対応する。

5 外部の情報等を活用しない

- 「密室」の対応になっている。
- いじめ防止に役立つ記録等を公開しない。

確認すること>

いつ頃からいじめがあるのか? どんな時に?
どんなことから? きっかけは?
どこで?
どんな方法?
1対1? 複数? グループ? 誰が(命令)?

いじめの加害者への対応

沖縄県教育庁義務教育課

いじめは「人権侵害行為」である

「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立った毅然とした指導

基本的な姿勢

- その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する
- 1 いじめは人権侵害行為であり、絶対に許すことのできない行為であることを認識させる。
 - 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要さに気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を醸成する。
 - 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
 - 4 加害児童生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
 - 5 教師は、どの児童生徒も自らの行為を反省し、正しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち、指導にあたる。

いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景等について、共感的に理解するとともに、いじめた児童生徒の心の内面を理解するよう努める。
※心理的ケアを十分に行う

教師の対応（一人で「抱え込まない」、校内組織に相談する）

- 1 いじめを完全にやめさせるという姿勢で臨む。
- 2 いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- 3 いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集、メモを取る。
 - ・何があったのか？
 - ・どんなことから？
 - ・いつ頃からか？
 - ・どこで？
 - ・どんな気持ち？
 - ・どんな方法で？
 - ・誰が（命令）したのか？
 - ・複数？ 等。
- 4 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童生徒の立場になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- 5 相手に与えた苦しみ、痛みに気づかせる。
- 6 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- 7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
- 8 場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- 9 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

対応のポイント

「事実はしっかり認めさせる」

「決して言い逃れはさせない」

「きちんと謝罪をさせる」

「それ以上罰しない」

「今まで以上に関わりをもつ」

好ましくない対応

1 権威的な指導

- ・学級等みんなの前でいじめた児童生徒を非難する。
- ・体罰を行う。
- ・子どもの人格を否定するような発言をする。
- ・命令口調で対応する。
- ・過去を引き合いに出す。
- ・追い詰めたり、問い合わせたりする。
- ・兄弟姉妹と比較する。

2 基本認識を誤った指導

- ・何もかも「いじめ」と決めつける。
- ・教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断する。

保護者への対応

連携・協力、毅然とした姿勢

- 1 保護者の心情を理解する
 - ・保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安 等。
 - ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
 - ・子どものよさを認め、保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- 2 事実関係は正確に伝える
 - ・発言等に基づき、事実を正確に伝え、憶測で話はしない。
 - ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- 3 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする
 - ・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
- 4 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す
 - ・子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

家庭での対応

1 両親が一緒に叱責しない

- ・それぞれの役割を確認し、連携して対処する。

2 事実を聞き出す

- ・どんな行動をしたのか？
- ・その結果どうなったのか？

3 極端にいじめを否定する

- ・「いじめは絶対に許されない行為である、私も許さない」
- ・「いじめられた子は苦しんでいる」
- ・「あなたの気持ちはわかった、一緒に考えよう」
- 等。

4 きちんと謝罪する

- ・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。

5 今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ

いじめの観衆・傍観者等への対応といじめを許さない雰囲気の醸成

沖縄県教育庁義務教育課

観衆・傍観者も加害者と変わらない

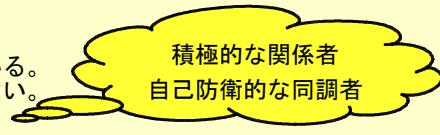
いじめの観衆

いじめを強化する存在

→ 自分は直接いじめを行わないが、はやし立てたり面白がったりして見ている者

<背景>

- ・いじめの報復を恐れている。
- ・仲間はずれにされたくない。
- ・いじめがおもしろい。
- ・被害者への不快感がある。



いじめの傍観者

いじめを支持する存在

→ いじめに対し、制止することはせず、見て見ぬふりで、周辺で暗黙の了解を与えている者

<背景>

- ・「次は自分がいじめられる」との葛藤がある。
- ・正義感はあるが、いじめへの抑止力はない。
- ・自分の関心をもつものにしか気が向かず、葛藤のある者 無関心な者
- ・周りがどうであれ、我関せずの姿勢である。

日々の教育活動において ~生徒指導の4つのポイントの実践~

①自己存在感の感受 ②共感的な人間関係の育成 ③自己決定の場の提供 ④安全・安心な風土の醸成

- 「チームとしての学校」の視点から、教職員と専門知識等を持つ各種支援員等との連携協働に努める。
- 主体的・対話的で深い学びの基礎となる支持的風土のある学級経営の充実に努める。
- 児童生徒の自己指導能力の育成に努める。(特別支援教育の視点も踏まえる)
ア 自己存在感の感受 イ 共感的な人間関係の育成
ウ 自己決定の場の提供 エ 安全・安心な風土の醸成
- 学びに向かう集団づくりを進めるために、学級活動や児童会・生徒会活動等の充実に努める。
- 「学校いじめ防止基本方針」を軸とした、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組の充実に努める。
- 警察や児童相談所等の関係機関と連携・協働し、事件・事故の未然防止や虐待等の早期発見、早期対応に向けた取組の充実に努める。

支持的風土の4つのポイント

自立

自分のよさを生かした目標設定
自分のよさ、努力、成長の内面化

目的意識
メタ認知力

承認

教師・友達・保護者からの承認・勇気づけ
努力や成長、貢献を見取り、伝える

自己肯定感
自他理解

所属

役割・つながりの「しきけ」(縛づくり)
他者貢献、自治的な活動ができる機会を

主体性
協働性

安心

規範意識の醸成(居場所づくり)
きまりは、何のためにあるのかを考える

規範意識

自治意識の醸成

★児童生徒が中心となった自治的活動の推進

【課題】学校では…

- △教師主導の児童会・生徒会活動になってしまいませんか?
- △生徒主体の自治的活動となっていますか?
- △各活動・行事を通して子供に何を身に付けさせますか?



- 学級活動と運動した児童会・生徒会活動を充実させよう!
 - 児童会・生徒会活動の取組を各学級の話し合い活動と連動させる
⇒児童生徒の主体性や他者への貢献意欲、問題解決能力が高まる
 - 異学年での交流活動の実施
⇒自己有用感、自己肯定感が高まり、学校全体の支持的風土を醸成
 - 学校行事への協力
⇒集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養う

主体的に取り組む協働的な活動の推進にあたって、教職員は、その為の「場づくり」「機会の提供」を行う、いわば黒子の役割に徹しましょう!

学級・学年・学校の状況を、短期PDCAで更新していく

いじめの「重大事態」の対応

沖縄県教育庁義務教育課

学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告 ⇒ 設置者から地方公共団体の長等へ報告（法に基づく義務）

「重大事態」の理解

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(生命心身財産重大事態「1号重大事態」) ※例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(不登校重大事態「2号重大事態」)
※「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席している場合は、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

いじめの「重大事態」の発生報告、調査の手順（概要）

※学校は「重大事態」として判断後、自殺等重大事態の場合は当日
又は翌日中に、不登校重大事態の場合は7日以内に発生報告

1 学校は設置者及び国、県教育委員会に発生報告（令和5年3月文部科学省 いじめ重大事態に関する国への報告について 様式1）

2 調査に向けた準備

判断1 調査の主体は学校又は学校の設置者

判断2 調査の規模、設問内容等の調整等

■設置者が調査主体の場合：

調査組織の設置、調査の実施

- 設置者が調査主体となる場合、外部の第三者を構成員とした組織により、速やかに調査に着手できるよう、平時からの設置を。

■学校が調査主体の場合：

必要な指導及び支援

- 調査について指導助言、人的支援が必要。調査結果の情報提供についても内容・方法・時期につき指導助言。

3 被害、加害児童生徒及び保護者へ調査内容等の説明

4 国及び県教育委員会に調査開始の報告（〃 様式2）

6 調査結果を被害、加害児童生徒へ説明

7 調査結果を設置者（教育委員会）を通じて地方公共団体の長に報告（法に基づく義務）

8 調査結果を設置者（教育委員会）を通じて国、県教育委員会に報告（調査報告書の提出）

9 再調査の実施等（以後、手順3～8に同じ）

〈調査組織について〉

公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

※こども家庭庁いじめ調査アドバイザー
自治体からの要請に応じ、委員の人選に関する助言、中立・公平性のある調査方法等について助言を行う。

・令和5年9月 こども家庭庁

〈参考〉

- ・令和5年3月文部科学省
いじめ重大事態に関する国への報告について
- ・平成29年3月文部科学省
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

ネットいじめ・SNS等での誹謗中傷等への対応

沖縄県教育庁義務教育課

～誹謗中傷メッセージや画像等の削除は早急に対応！～

第1段階 電話相談

警察相談専用電話・・・・電話 #9110

子どもの人権110番 ・・・・電話 0120-007-110

sorae(ソラエ) ※平日のみ ・・・電話 098-943-5335

第2段階 削除等の対応方法及び相談

1 削除等の対応方法

「#NoHeartNoSNS (ハートがなけりや SNS じゃない!)」



【特設サイト】

<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>

2 削除等の相談

ネットの誹謗中傷ホットライン

<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>



インターネットホットラインセンター

<https://www.internethotline.jp/>



インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

心のSOS まもろうよこころ(厚生労働省)

www.mhlw.go.jp/stf/mamoruoyakorosite.html

生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に

対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。



違法薬物の販売情報、
違法なわいせつ画像、
児童ポルノ、
爆発物・銃砲等の製造、
殺人や強盗等の犯罪行為の
請負・仲介・誘引、
自殺の誘引・勧誘などを
通報したい

どうしたらよいか
分からぬ

ネット上の
書き込み・画像を
削除したい

書き込んだ相手に
損害賠償を
求めたい

身の危険を感じている／
脅迫されている・犯人の捜査、
処罰を求める

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合窓口」 法テラス

0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のある方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります。(要件確認あり)。

サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地の
サイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html



ネットトラブルの
専門機関に
相談したい

人権問題の専門機関に
相談したい

プロバイダ等に連絡を
してほしい(民間時間)

有価情報も
通報したい
(民間時間)

迅速な助言

違法・有害情報
相談センター
(総務省)

www.illegalharmfulhotline.jp

www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の
方法などを迅速にアドバイス
します。インターネットに関する
技術や制度等の専門知識
や経験を有する相談員が、
人権侵害に限らず、様々な事
案に対して幅広にアドバイス
します。

削除要請・助言

人権相談
(法務省)

[0570-003-110
www.jinken.go.jp](http://0570-003-110 www.jinken.go.jp)

相談者自身で行う削除依頼の
方法などをアドバイスし、法務局
が事案に応じてプロバイダ等に
する削除要請を行います。
削除要請は専門的な知識を有する
法務局が適法性を
判断した上で行う
ので時間がかかる場合
には時間がかかる場合があります。

プロバイダへの連絡

誹謗中傷
ホットライン

www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷
について連絡を受け付け、一
定の基準に基づいて該当すると判断した
ものについては、国内外の
プロバイダに各社の利用規約
等に沿った対応を促す連絡を行います。

迅速な削除の要請

セーフライン

www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や
有害情報の通報を受け付け、
国内外のサイトへの削除の
要請や、警察等への通報を受
け付け、ガイドラインに基づ
いて該当性の判断を行い、警
察への情報提供とサイトへの
削除依頼をします。

サイトへの削除依頼

インターネット・
ホットライン
センター(警察庁)

www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報
及び重要犯罪密接関連情報、
自殺誘引等情報の通報を受け
付け、ガイドラインに基づ
いて該当性の判断を行い、警
察への情報提供とサイトへの
削除依頼をします。

※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA情報セキュリティ安心相談窓口があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

引用：総務省HP

参考資料

沖縄県教育庁義務教育課

○ 「生徒指導提要（改訂版）」（令和4年12月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm



○ 「いじめの問題に対する施策」（文部科学省 HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm



「いじめ問題に対する施策」（文部科学省ホームページ）より抽出

- ・ 「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm
- ・ 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_007.pdf
- ・ 「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」
(平成28年3月18日付け27初児生第42号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400170.htm
- ・ 「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2016/07/14/1368460_1.pdf
- ・ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_009.pdf
- ・ 「いじめ対策に係る事例集」（平成30年9月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf
- ・ 「いじめ重大事態に関する国への報告について（令和5年3月10日）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00001.htm
- ・ 「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリストの配布について」（令和5年7月7日）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00005.htm

○ 「生徒指導・進路指導研究センター」（国立教育政策研究所）

https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido.html



「生徒指導・進路指導研究センター」（国立教育政策研究所）より抽出

- ・ 生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり 3 Leaves. 6」 <https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaves3.pdf>
- ・ 生徒指導支援資料 6 「いじめに取り組む」 <https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/2806sien/index.htm>
- ・ 「学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順 Leaf. 19」 <https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf19.pdf>
- ・ 「アンケート・教育相談をいじめ「発見」につなげる Leaf. 20」 <https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf20.pdf>